

賃貸借契約書

大分県代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎(以下「甲」という。)と ○○○○○○○○○○○(以下「乙」という。)は、大分農業文化公園POSシステム機器等(以下「機器」という。)の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙がその所有する機器を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

(契約対象物件等)

第2条 契約対象となる機器及び納入場所は、別紙1「賃貸借物件等明細書」のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

(契約金額)

第4条 契約金額は、000,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税00,000円）とする。

内訳

令和8年度	000,000円（月額00,000円）
令和9年度	000,000円（月額00,000円）
令和10年度	000,000円（月額00,000円）
令和11年度	000,000円（月額00,000円）
令和12年度	000,000円（月額00,000円）

(賃借料の支払い)

第5条 賃借料の月額は、00,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税0,000円）とし、各年度ごとの支払額は別紙2のとおりとする。ただし、契約の解除の効果発生により月の中途中で契約期間が終了するときは、一月を30日とした日割計算によって当該月の賃借料を算定する。

2 乙は、毎月末までに前月分賃借料を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙の提出する適正な請求書を受領した日から30日以内に、当該金額を乙が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(管理義務)

第6条 甲は、機器を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない、

(通知義務)

第7条 甲は、機器について盗難、滅失、き損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(機密の保持)

第8条 乙は、本契約に基づき知り得た甲若しくは大分農業文化公園指定管理者の業務上の秘密を第三者に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(権利の移転)

第9条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転又は質入れしてはならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報等を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(保守)

第11条 甲が行うものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第12条 乙は、第13条第5号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

一 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

二 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

三 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

四 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

五 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

（機器の返還）

第14条 この契約の終了又は解除による機器の返還に要する回収及び荷造りと運送の費用は、乙が負担するものとする。

（協議）

第15条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

（特約事項）

第16条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙 ○○○○○○
○○○○○○○○○○

別紙 1

賃貸借物件等明細書

1 物件等

(1) PC等機器

番号	品名	数量	備考
1	POS コントロールユニット	1	※POS レジ用
2	ベースユニット (ディスプレイ)	1	※POS レジ用
3	POS キーボード	1	※POS レジ用
4	バーコードハンドスキャナー	1	※POS レジ用
5	レシートプリンター	1	※POS レジ用
6	キャッシュドロア	1	※POS レジ用
7	カスタマディスプレイ	1	※POS レジ用
8	デスクトップパソコン	1	※バックヤード用
9	液晶ディスプレイ	1	※バックヤード用
10	ハンディーターミナル	1	※棚卸用
11	ハンディークレードル	1	※棚卸用
12	レーザープリンター	1	※バックヤード用

(2) OS、ソフトウェア等

番号	品名	数量	備考
1	Windows 11 Professional (64bit)	2	
2	管理パソコン Office2024	1	
3	トゥーリアライズ (株) Harvest	1	
4	POS 電子ジャーナル	1	

2 納入場所

大分農業文化公園

住所〒879-1321 大分県杵築市山香町大字日指1-1

電話 0977-28-7111

別紙 2

各年度ごとの支払額

年 度	支 払 額
令和 8 年度	000,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税00,000円)
令和 9 年度	000,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税00,000円)
令和10年度	000,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税00,000円)
令和11年度	000,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税00,000円)
令和12年度	000,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税00,000円)